無料

従業員100人以下の事業主の皆様！

－改正育児・介護休業法平成24年7月1日から全面施行－

先着順

改正育児・介護休業法等説明会

主催：福井労働局　福井県

少子化の流れを変え、男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指して、平成21年に育児・介護休業法が改正され、平成22年６月30日から施行されています。平成24年７月１日から、これまで適用が猶予されていた介護休暇等の制度が従業員数100人以下の事業主にも適用になります。

同法に沿った規定の整備や、企業からの事例発表、仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主の皆様への助成金制度の説明を下記のとおり行いますので、ご参加ください。

企業規模にかかわらず、改正法に沿った規定整備がお済みで無い場合も、ご参加をお待ちしております。

	会場	日　　時	場　　所	定員
1	敦賀	平成24年2月23日(木) 13:00～15:30	プラザ萬象 多目的室 (敦賀市東洋町1-1)	54
2	福井	平成24年3月5日(月) 13:30～16:00	福井県立大学 交流センター3階 多目的ホール (吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1)	170
3	小浜	平成24年3月7日(水) 13:00～15:30	若狭図書学習センター 講堂 (小浜市南川町6-11)	60

＝内容＝

1　改正育児・介護休業法に沿った規定の整備等

2　事例発表　－我が社の仕事と家庭の両立支援－

(平成23年度子ども若者育成･子育て支援功労者内閣総理大臣表彰) 小浜信用金庫（３/５　３/７）

(平成23年度子ども若者育成･子育て支援功労者内閣府特命担当大臣表彰) 福井県民生活協同組合（２/23）

3　助成金制度

（中小企業両立支援助成金、両立支援助成金、均衡待遇･正社員化推進奨励金）

お申し込み方法

☆　裏面の申込書により FAX 又は郵送で福井労働局雇用均等室へお申し込みください。

☆　各開催日の3日前までにお申し込みください。なお、定員になり次第締め切ります。

〒910-8559
福井市春山1丁目1番54号　福井春山合同庁舎　**福井労働局雇用均等室**
FAX 0776－22－4920　TEL 0776－22－3947

福井労働局　雇用均等室行き（FAX 0776-22-4920）

（送信状不要　このまま FAX して下さい）

改正育児・介護休業法等説明会参加申込書

※　参加ご希望会場の番号に○印を付けてください。

※　お申し込み会場により時間等が異なりますのでお間違いのないようにお願いします。

	会場	日　　時	場　　所
1	敦賀	平成24年2月23日(木) 13:00～15:30	プラザ萬象 多目的室 (敦賀市東洋町1-1)
2	福井	平成24年3月5日(月) 13:30～16:00	福井県立大学 交流センター3階 多目的ホール (吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1)
3	小浜	平成24年3月7日(水) 13:00～15:30	若狭図書学習センター 講堂 (小浜市南川町6-11)

企業名等		
参加者氏名		役職
郵便番号 住　所		
電話番号		

【福井会場】(お車の場合)

JR 福井駅前より約30分

北陸自動車道福井北 I.C より約10分

【敦賀会場】

敦賀駅より徒歩約 8 分

【小浜会場】

JR 小浜線小浜駅から徒歩15分

駐車場は35台(無料)